

静岡県告示第766号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年12月13日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

根古屋棚ヶ窪-2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
沼津市		根古屋	大城	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた区域
				527 1号
				530-1 2号
				531 3号
				531 4号
				531 5号
				531 6号
				531 7号
				531 8号
				531 9号
				531 10号
				531 11号
				538 12号
				533-1 13号
				532-1 14号
				523-1 15号
				524 16号
				526 17号
526 18号				